

《第2部》

子ども・若者育成支援施策の 実施状況

第1章 子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

第1節 国の動き

平成22年4月、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することを目的として、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、これまで同法に基づく子供・若者育成支援推進大綱（以下「大綱」という。）を策定し、施策を総合的に推進してきた。

一方、大綱実施期間中、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の流行、さらには情報化、国際化、少子高齢化の急激な進行など、子供・若者を取り巻く状況は大きく変化し、多くの子供・若者は不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況は更に深刻さを増している。

このような中、平成31年に「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」を設置し、同会議での新たな大綱の在り方等についての議論を行ったところであり、その結果を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を図った上で、令和3年4月に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」を策定した。

さらに、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができるよう、令和5年4月1日に、こども基本法が施行されるとともに、こども家庭庁が設置された。これにより、こどもの置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととされた。

第2節 県における子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

1 第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画の策定

子ども・若者育成支援推進法の施行を踏まえ、あおもりの未来を担う人財である子ども・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指し、関係機関及び県民が一体となって取り組んでいくための指針として、平成25年1月に「青森県子ども・若者育成支援推進計画」を、平成30年3月には「第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定し、各種施策を展開してきた。

しかしながら、子ども・若者を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の流行をはじめ、少子高齢化や核家族化、情報化、国際化等の影響により大きく変化しており、これらを背景に、人間関係の希薄化、家庭や地域における教育力の低下、有害情報の氾濫など、悪化が進んでいる。

あわせて、多くの子ども・若者は、生まれてから現在に至るまでの生育環境において、様々な問題に直面し、不安を高め、孤独・孤立の問題を深めるなど、状況は更に深刻さを増している。

こうした中、国においては、新たな課題等を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を行い、令和3年4月に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」を策定した。

これらの状況や未来を生きる子ども・若者に深く関係するSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえ、本県における取組を更に推進するため、令和5年2月に「第3次青森県子ども・若者育成支援計画」を策定した。

(1) 計画の位置付け

この計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する「都道府県子ども・若者計画」として、子ども・若者の育成支援に関する本県の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である。

(2) 計画期間

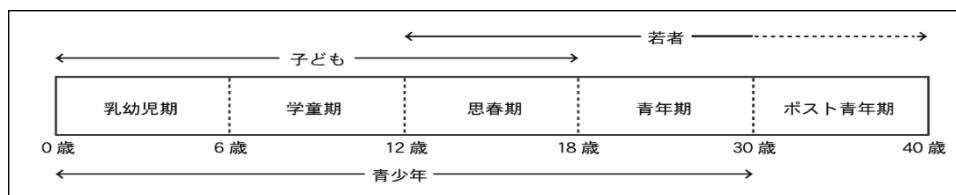
令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしている。

(3) 計画の対象

この計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、基本的には0歳から30歳未満の者とするが、施策によっては40歳未満の者も対象とする。

(参考) 本計画における「子ども」「若者」の年齢区分



(4) 施策体系

○ 基本理念 あおもりの未来を切り拓く「子ども・若者」を育むために ～

【基本目標Ⅰ】 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

- 重点目標 1 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します
- 重点目標 2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します

【基本目標Ⅱ】 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援

- 重点目標 3 ニート等に対する支援の充実を図ります
- 重点目標 4 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります
- 重点目標 5 障害等のある子ども・若者への支援の充実を図ります
- 重点目標 6 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります
- 重点目標 7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります
- 重点目標 8 子どもの貧困対策を推進します
- 重点目標 9 特に配慮が必要な子ども・若者への支援の充実を図ります
- 重点目標 10 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します

【基本目標Ⅲ】 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成

- 重点目標 11 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します

【基本目標Ⅳ】 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

- 重点目標 12 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します
- 重点目標 13 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します
- 重点目標 14 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します

【基本目標Ⅴ】 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

- 重点目標 15 子ども・若者の成長を支える担い手を養成します

2 計画の進行管理

(1) モニタリング指標

「青森県子ども・若者育成支援推進計画」の全体的な進行管理を行うに当たり、各種施策の取組状況を把握・確認するための目安として、重点目標ごとに一定の「モニタリング指標」を設定し、毎年度の数値の推移を公表してきた。

「第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画」においても、モニタリング指標 29 項目を設定し、その推移を公表することとしている。

(2) 進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な推進組織である「青森県青少年行政連絡会議」において、各種施策の進行管理を行っている。

また、各種施策に関連する取組の内容や進行管理の状況について、県民に公表するとともに、「青森県青少年健全育成審議会」に報告し、審議会からの提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていくこととしている。

3 県の推進体制

(1) 青森県青少年行政連絡会議

青少年の健全な育成を図るための施策を策定し、及び施策の総合的な推進を図るため、環境生活部長を議長とし、知事部局、教育委員会、警察本部の 31 課で構成する青森県青少年行政連絡会議を設置している。

<知事部局> 21 課

総務学事課、広報広聴課、県民生活文化課、青少年・男女共同参画課、自然保護課、健康福祉政策課、がん・生活習慣病対策課、医療薬務課、高齢福祉保険課、こどもみらい課、障害福祉課、商工政策課、地域産業課、労政・能力開発課、構造政策課、林政課、水産振興課、道路課、都市計画課、観光企画課、誘客交流課

<教育庁> 5 課

学校教育課、教職員課、学校施設課、生涯学習課、スポーツ健康課

<警察本部> 5 課

生活安全企画課、人身安全対策課、地域課、生活保安課、交通企画課

(2) 青森県青少年健全育成審議会

ア 設置

昭和55年4月19日、青森県附属機関に関する条例に基づき、青森県青少年健全育成審議会を、知事の附属機関として設置した。

平成18年4月19日、青少年問題協議会（委員24人）と青少年健全育成審議会（委員20人）を統合し、新たに青森県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を設置した。また、青森県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、図書類等部会を置いて審議会を運営することとした。

平成26年8月1日、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項を調査審議するため、新たにいじめ調査部会を設置した。

イ 組織構成

審議会は、関係業者を代表する者、青少年の育成に携わる関係団体を代表する者及び学識経験を有する者からなる委員（24 人以内）により組織され、条例の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議するための「図書類等部会」（12 人以内）及びいじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項及び第 31 条第 2 項の規定による調査に関する事項を調査審議するための「いじめ調査部会」（9 人以内）が置かれている。

審議会では、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議し、図書類等部会では、有害図書類の指定、条例第25条の規定に基づく優良書籍等の推奨、条例第26条の規定に基づく青少年育成関係者等の表彰について、知事の諮問を受け、調査審議及び答申を行っている。また、いじめ調査部会では、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項について必要に応じて調査審議している。

第 2-1-1 表 青少年健全育成審議会の組織及び委員構成表

組織	委員等の構成	定数	任期	会長等の選任方法
会長 副会長 委員	1 関係業者を代表する者 2 青少年の育成に携わる関係団体を代表する者 3 学識経験を有する者	24 人以内	2 年	委員の互選

資料：青少年・男女共同参画課

第 2-1-2 表 青少年健全育成審議会委員構成表

(令和5年9月現在)

委員数	学識経験者	関係業界	青年団体	学校関係	青少年育成者	公募
24 人	6 人	3 人	3 人	4 人	6 人	2 人

資料：青少年・男女共同参画課

(3) 青森県子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者支援に関わる関係機関の連携・協力体制を強化するため、子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会として、平成 25 年度から、「青森県子ども・若者支援地域協議会」を設置している。この協議会は、教育、福祉、保健、医療、雇用などの各分野における公的相談機関や行政担当課、民間支援団体、学識経験者など、計 31 の構成機関で構成されている。

第 2-1-3 表 青森県子ども・若者支援地域協議会の構成機関

分野等	構成機関
教育	青森県教育庁学校教育課
	青森県総合学校教育センター
	青森県総合社会教育センター
福祉・保健・医療	青森県健康福祉部こどもみらい課
	青森県健康福祉部障害福祉課
	青森県東青地域県民局地域健康福祉部保健総室
	青森県東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室
	青森県東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室
	青森県子ども家庭支援センター
	青森県立精神保健福祉センター
	青森県発達障害者支援センター「ステップ」
	青森県発達障害者支援センター「わかば」（津軽地域）
	青森県発達障害者支援センター「Doors」（県南地域）
	社会福祉法人青森県社会福祉協議会

分野等	構成機関
雇用	青森県商工労働部労政・能力開発課
	青森労働局職業安定部職業安定課
	青森公共職業安定所
	青森県若年者就職支援センター
	あおもり若者サポートステーション
	はちのへ若者サポートステーション
非行対策	青森県警察本部警務部広報課
	青森県警察本部生活安全部生活安全企画課
矯正・更生保護	青森少年鑑別所
	青森保護観察所
人権擁護	青森地方法務局人権擁護課
市町村地域協議会	青森市子ども・若者支援地域協議会
民間団体	子ども・若者サポート「つがる・つながる」
	全国ひきこもり家族会連合会青森県支部「青森さくらの会」
	特定非営利活動法人コミュニサーあおもり
学識経験者等	青森県が委嘱する学識経験者等（1名）
調整機関	青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

資料：青少年・男女共同参画課

(4) 青少年の意識に関する調査と子ども・若者白書

条例第10条では、「知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び青少年の実態を調査してその結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない」と定めている。

このため、本県の青少年の意識の現状や将来展望・社会との関わりなどについて意識調査を実施し、その実態をまとめた「青少年の意識に関する調査」結果報告書の作成と青少年の現状と問題点、対策をまとめた「青森県子ども・若者白書」（平成25年度までは、青少年白書「青森の青少年」）を隔年で作成している。

(5) 青森県青少年健全育成推進員

ア 経緯

条例に基づき、青少年の健全育成を目的として、地域と密着した形で諸活動を行う「青森県青少年健全育成推進員」を設置し、県内各市町村に配置している。

現在の定員は473人で、任期は2年となっている（再任を妨げない）。

イ 職務（活動）の内容

- (ア) 命を大切にすることを育む県民運動の推進に関すること。
- (イ) 研修への参加及び地域住民への情報提供に関すること。
- (ウ) 行政機関等との連絡及び協力に関すること。
- (エ) 青森県青少年健全育成条例の普及啓発に関すること。
- (オ) 青森県社会環境浄化一斉調査への協力に関すること。
- (カ) その他青少年健全育成県民運動の活動に関すること。

第2-1-4表 青森県青少年健全育成推進員の活動状況（令和4年度）

活動内容	実施人数（人）
1 地域活動の促進	249
2 行政機関等との連絡及び協力	163
3 研修等への参加及び協力	193
4 県社会環境浄化一斉調査への協力	206
5 県青少年健全育成条例の普及啓発	110

資料：青少年・男女共同参画課

ウ 推進員の担当区域及び定員

市町村別の定員は、第2-1-5表のとおりで、担当区域は、市町村の行政区域となっている。

第2-1-5表 青少年健全育成推進員市町村別定員

（令和5年4月1日現在）

市町村名		区分	定員	市町村名		区分	定員
市	青森市		67	西・北津軽郡	鯨ヶ沢町		6
	弘前市		49		深浦町		7
	八戸市		55		中泊町		8
	黒石市		16		鶴田町		7
	五所川原市		21		板柳町		7
	十和田市		18		計		35
	三沢市		16	中・南津軽郡	西目屋村		3
	むつ市		27		藤崎町		8
	つがる市		20		大鰐町		6
	平川市		12		田舎館村		5
	計		301		計		22
東津軽郡	平内町		7	下北郡	大間町		4
	外ヶ浜町		4		東通村		3
	今別町		3		風間浦村		3
	蓬田村		3		佐井村		3
	計		17		計		13
				三戸郡	野辺地町		8
					七戸町		9
					六戸町		5
					横浜町		3
					東北町		11
					おいらせ町		7
					六ヶ所村		6
					計		49
				三戸郡	三戸町		6
					五戸町		9
					田子町		5
					南部町		8
					階上町		5
					新郷村		3
					計		36
				市 計			301
				町 村 計			172
				県 計			473

資料：青少年・男女共同参画課